

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

## 労働条件通知書

年 月 日							
殿 事業場名称・所在地  使用者職氏名							
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）						
就業の場所							
従事すべき業務の内容							
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <table border="0"><tr><td>— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）</td><td>（ ）</td></tr><tr><td>— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）</td><td>（ ）</td></tr><tr><td>— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）</td><td>（ ）</td></tr></table> <p>(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、（終業） 時 分から 時 分、コvertime 時 分から 時 分）</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分）終業（ 時 分）</p> <p>(5) 裁量労働制；始業（ 時 分）終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間（ ）分</p> <p>3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）</p>	— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）	— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）	— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）
— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）						
— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）						
— 始業（ 時 分）終業（ 時 分）（適用日）	（ ）						
休 日	<p>・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ）</p> <p>・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ）</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>						
休 暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有、無） → か月経過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>						

賃 金	<p>1 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、 ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ 円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>2 諸手当の額及び計算方法 イ（ 手当 円 /計算方法： ） ロ（ 手当 円 /計算方法： ） ハ（ 手当 円 /計算方法： ） ニ（ 手当 円 /計算方法： ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）%</p> <p>4 賃金締切日（ ）-毎月 日、（ ）-毎月 日 5 賃金支払日（ ）-毎月 日、（ ）-毎月 日 6 賃金の支払方法</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無、有（ ）） 8 昇給（時期等） 9 賞与（有（時期、金額等））、無（ ） 10 退職金（有（時期、金額等））、無（ ）</p></div>
退職に関する事項	<p>1 定年制（有（ 歳）、無（ ）） 2 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続</p> <p>[ ]</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
そ の 他	<p>・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ）） ・雇用保険の適用（有、無） ・その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>

◎有期労働契約の場合は、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成15年厚生労働省告示第357号）」を参照し、更新の有無、判断基準等を記載してください。